

西淀川区地域福祉計画・地域福祉活動計画

西淀川 ささえあい プラン

～支え上手 支えられ上手な人があふれる まち～



西淀川区マスコットキャラクター

に～よん



西淀川区社会福祉協議会
マスコットキャラクター

ふくふ君

令和 2 年(2020 年) 7 月

大阪市西淀川区役所

社会福祉法人 大阪市西淀川区社会福祉協議会

～目 次～

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要	1
(1) 西淀川区地域福祉計画・地域福祉活動計画	1
(2) 他の計画などとの関係	1
(3) 計画の推進期間	2
(4) 策定・推進にあたっての基本的な考え方	2
2. 西淀川区の地域福祉を取り巻く状況	4
(1) 人口・世帯数などの状況	4
(2) 支援を必要とする人の状況	5
(3) 地域の各団体・活動主体の状況	8
(4) 西淀川区における課題	10
3. 地域福祉の展開	15
(1) 基本理念	15
(2) 基本目標・方向性	16
4. 具体の取り組み	18
(1) 「気づく」の取り組み	18
(2) 「知り合う」の取り組み	19
(3) 「助け合う」の取り組み	21
(4) 「届ける」の取り組み	23
(5) 「活かす」の取り組み	24
(6) 成果目標の設定	26
5. 計画の推進に向けて	27
(1) 計画普及のための取り組み	27
(2) 推進のための仕組み	27
 資料編	 30

《コラム・豆知識》

◇地域共生社会「我が事 丸ごとの地域づくり」	3
◇主なリボン運動	9
◇持続可能な開発目標（SDGs）とは？	15
◇ヘルプマーク・マタニティマーク	20
◇ボランティア活動	25
◇障がい者の居場所「Fun・Funくらぶ」	28
◇こどもの居場所（こども食堂）	29

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

(1) 西淀川区地域福祉計画・地域福祉活動計画

“地域福祉”とは、日常生活に関わるさまざまな問題や課題を、住民の日常生活の場である「地域」において、住民が主体となって、行政や関係機関などさまざまな主体と連携・協働して解決や改善に向けて取り組み、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」ができるような顔の見える関係を築いていくことです。

大阪市では、平成16年3月に第1期「大阪市地域福祉計画」を、平成21年3月に第2期計画を策定し、地域福祉を推進するための理念と市全体の方向性を定め、取り組みを進めてきました。その後、新しい住民自治の実現に向けて策定された「市政改革プラン」に基づく「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、地域福祉においても全市一律の取組ではなく、それぞれの区が地域の実情や特性に応じて主体的に取り組むこととされ、平成24年に「大阪市地域福祉推進指針」を策定しました。さらにその後、社会経済情勢の変化を受け、平成30年3月に「大阪市地域福祉基本計画」（計画期間平成30年度～32年度）を策定したところです。

西淀川区では、平成18年3月に福祉のまちづくりを進めていくための行動指針として「地域福祉アクションプラン」を策定し、さらに平成28年6月に“支えられ上手 支え上手な人があふれるまち”をキーワードに「西淀川区地域福祉推進ビジョン」を策定し、地域福祉の推進に向け、区民ニーズや地域特性に基づく取り組みを進めてきました。

そして、新たな時代における地域福祉を本格的に展開するため、「西淀川区地域福祉計画・地域福祉活動計画 西淀川ささえあい  プラン」（以下、「本計画」という。）を策定することとなりました。

なお、本計画は、平成26年4月に大阪市西淀川区役所と社会福祉法人 大阪市西淀川区社会福祉協議会（以下、「区社協」という。）との間において締結した「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」に基づき、また、これまでの一体的な活動の経過と今後の推進・拡充に鑑み、行政と地域福祉を推進する団体との連携・協働型の計画として策定するものです。

(2) 他の計画などとの関係

本計画は、「大阪市地域福祉基本計画」や他の計画と一体となって、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」を形成しています。また、大阪市社会福祉協議会が中心となってとりまとめた「大阪市地域福祉活動推進計画」（平成30年3月）とも連動しています。

一方、西淀川区では、平成31年2月に今後5年間を見据えて、区のめざすべき将来像とその実現に向けた施策展開の方向性などをとりまとめた「西淀川区将来ビジョン」を策定しています。

これにより本計画は、「西淀川区将来ビジョン」を補完するものとして、地域福祉に関する施策や事業の具体的な取り組みを示すものとなっています。

(3) 計画の推進期間

本計画の推進期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、国の福祉制度の変更や大阪市地域福祉基本計画の改訂、社会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

(4) 策定・推進にあたっての基本的な考え方

本計画の策定にあたっては、次のような考え方のもとに策定しています。

また、具体の施策や事業の展開に際しても、これらを踏まえて取り組んでいきます。

① 人権尊重の考え方

すべての人は、人間として尊厳をもつ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、身体機能、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、すべての人は等しく人権という基本的な権利を生まれながらにして持っています。しかし、現実には、そのあたりまえの権利を奪われてしまっている人たちがいます。

このようなことから、特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考えのもとに、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に支え合い・助け合える地域づくりをめざします。

② 住民主体の地域づくりの考え方

地域福祉でもっとも大切なことは、住民の主体的な地域づくりへの参加・参画です。支援や介護が必要な方にも地域で期待される役割があります。住民自らが活動することで、支援や生活しづらい人の存在に気づいたり、生活に関わるさまざまな課題を知るきっかけになります。

住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民として、自分たちが住んでいる地域をもっと良くしていきたいという主体的な姿勢をもつとともに、地域課題や住民のニーズについて、住民同士で共有し、話し合い、地域全体で解決に向け取り組むことが大切です。

このようなことから、住民が主体的に地域活動を展開し、地域の課題や資源の開発などに取り組む生活しやすい地域づくりをめざします。

③ 社会的援護を要する人々を支援する考え方

地域には、貧困などの経済的な問題にとどまらず、心身の障がいや不安、国籍や文化の違いなどによる排除や摩擦、虐待やDVなどの問題を抱えた人々がいます。そのような人々を排除することなく、適切なサービスを提供するとともに、地域とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような積極的な支援が必要です。

このようなことから、さまざまなネットワークや手法などを活用して「見えない」課題を顕在化し、人々が直面している課題や問題を地域の課題として共有し、住民と行政をはじめ地域に関わる人が解決に向けて協働していくことができる地域づくりをめざします。

④ 多様な主体との協働（マルチパートナーシップ）の考え方

私たちの地域には、地域活動協議会や地域社会福祉協議会（地域社協）、町会（地域振興会・連合町会）などの住民主体の活動をはじめ、民生委員・児童委員、保護司・更生保護女性会、NPO、介護保険や障がい福祉サービスの社会福祉事業者などが福祉の取り組みやサービスを展開しています。また、身近な日常生活に関わるさまざまな企業・事業所があります。

日常的な見守り活動や認知症高齢者の早期発見などの展開には、多様な活動主体と連携し、情報を共有することなどが重要です。

このようなことから、さまざまな活動主体が地域福祉の担い手として、お互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、地域の課題解決に向けた協働の取り組みを広げていく地域づくりをめざします。

《コラム・豆知識》

◇地域共生社会「我が事・丸ごとの地域づくり」

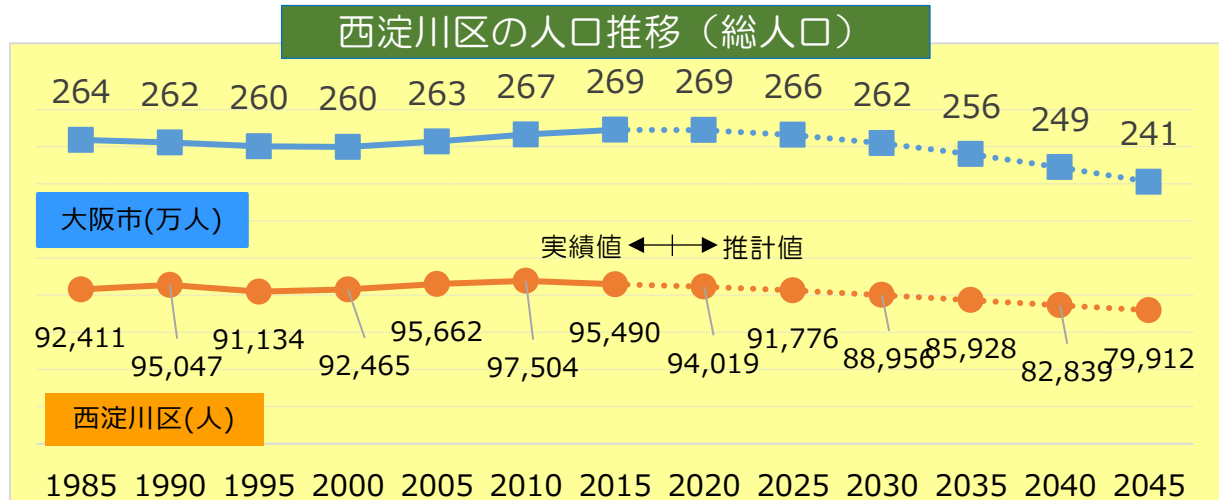
国では、平成 28 年 7 月に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置されました。この取り組みでは、すべての人々が地域において、暮らしや生きがいとともに創り高め合う地域共生社会を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ（地域共生社会）の構築をめざしています。

“我が事”とは、地域住民がさまざまな地域福祉課題を他人事と考えず、今自分たちでできることは何かを考え、着実に行動に移していく「住民の主体形成づくり」のことです。

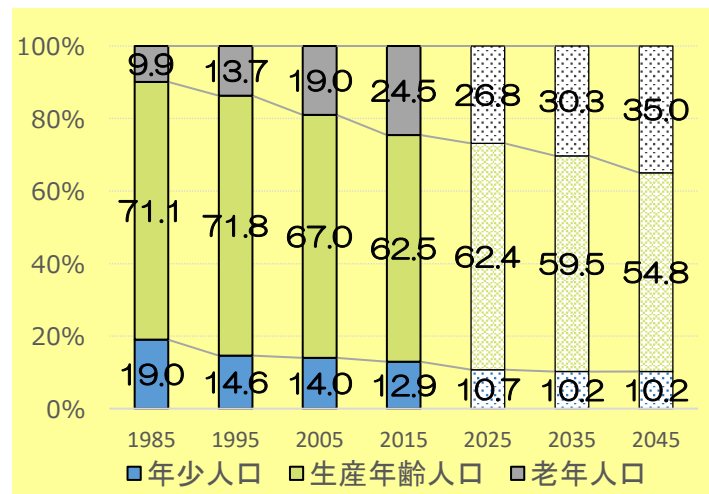
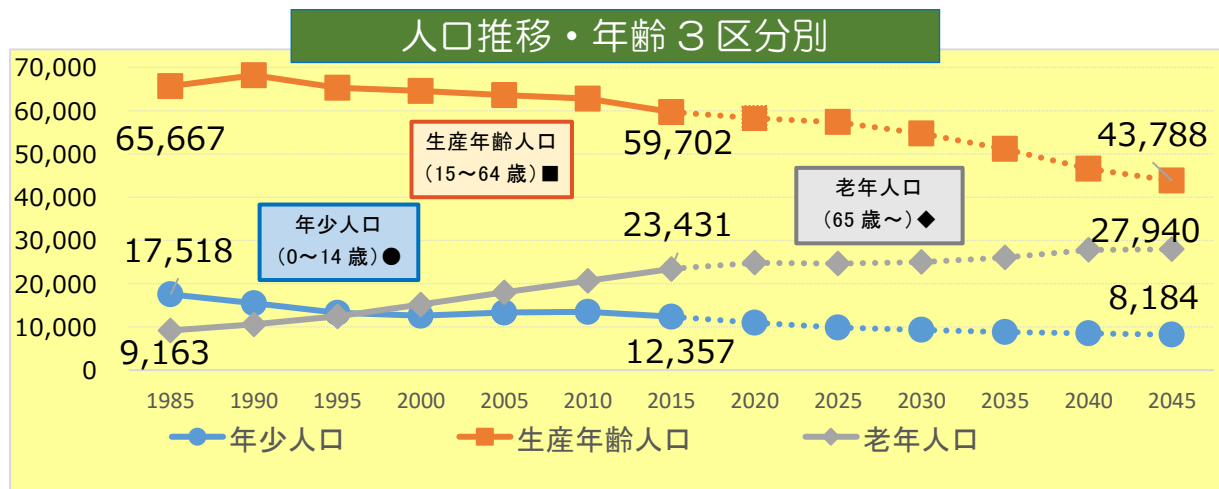
また、“丸ごと”とは、今まで、高齢者・障がい者・児童など公的扶助などを縦割り・対象別で対応してきたものを改め、従来の縦割り体制の弊害である「制度の狭間」を作らないため、行政や社会福祉施設や機関などが、連携をより一層充実していくこととされています。

2. 西淀川区の地域福祉を取り巻く状況

(1) 人口の推移

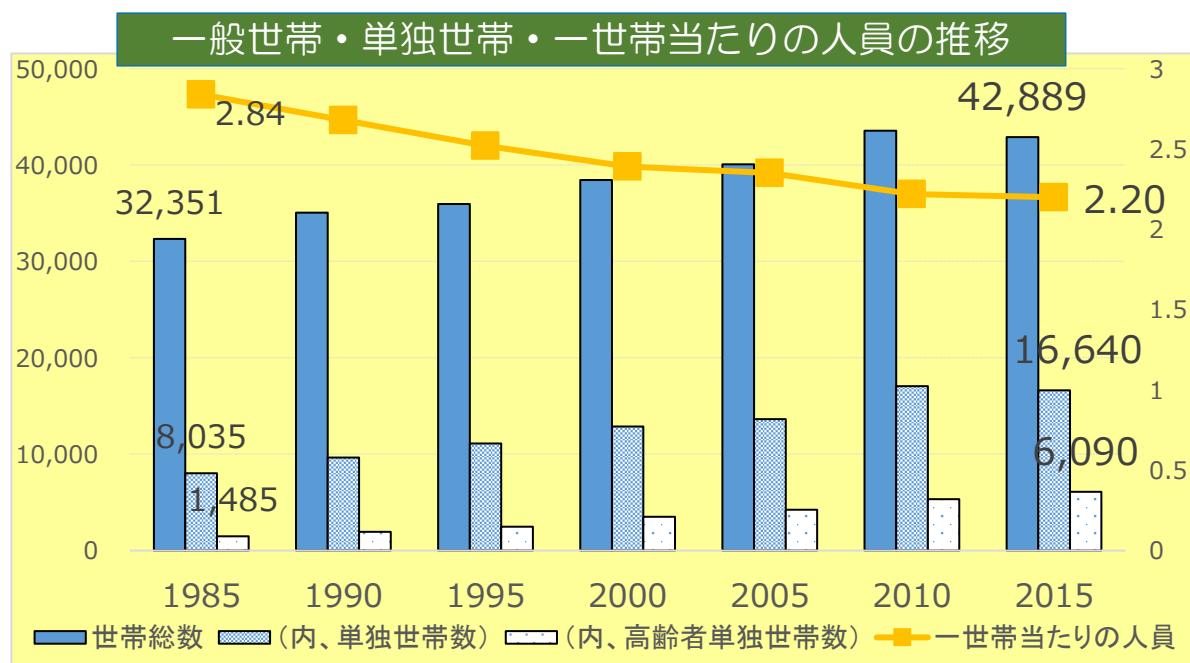


- 当区では2010(平成22)年までは人口増加傾向でしたが、2015(平成27)年は減少となっています。
- 2045年は2015(平成27)年に比べて16.3%減少(市全体10.4%減)が予測されています。



- 年少人口、生産年齢人口が減少傾向で推移する中、高齢者の人口は年々増加しており、2015年には23,431人と、1985年と比べて2倍を超えています。今後も高齢者人口は増加傾向で2045年には27,940人に達すると見込まれています。

- 2045年には高齢化率は35.0%となり、今後25年間で1.4倍になると見込まれています。



- ・世帯総数は2015年を境に減少しています。
- ・高齢者単独世帯数は1985年に比べて4倍に増えています。
- ・一世帯当たりの人員規模は年々減少傾向となっています。

(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(2) 支援を必要とする人々の状況

① 障がい者について

- ・西淀川区における障がい者手帳の交付状況をみると、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者はいずれも増加傾向にあります。また、近年、指定難病や発達障がいなどの障がい者が増えてきています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体障がい者手帳	4,569	4,534	4,536
療育手帳	898	954	1,060
精神障がい者保健福祉手帳	807	879	960

- ・平成28年度大阪市障がい者等基礎調査によると「災害時に必要と思うこと」については、「安全な場所(避難所)などへの誘導や介助などの支援」が最も多く、要支援者への避難支援の取り組みの促進が求められています。

② 高齢者について

- ・介護保険制度における要支援や要介護の認定高齢者は、毎年増加の傾向にあり、また、認知症高齢者も同様の傾向にあります。

	平成22年度	平成27年度
高齢化率	21.3%	24.5%
単身高齢者の割合	36.4%	37.3%

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要介護認定者数	5,352	5,538	5,703
認知症高齢者	1,283	1,325	1,353

- ・平成29年に実施した大阪市高齢者実態調査によると高齢者世帯の34.7%が孤立死を「身近に感じる」と回答していますが、ひとり暮らし世帯に限定すると、55.9%が身近だと感じており、ひとり暮らし高齢者がより孤立死を身近に感じていることがわかります。

③児童福祉について

- ・平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から全国の自治体において「子ども・子育て支援制度」がスタートし、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策、地域の子育て支援などを進めることになりました。
- ・新制度のもと、大阪市では利用者支援事業を開始し、就学前の児童に関する相談に応じ、ご家庭のニーズに合った子育てサービスの情報を提供しています。
- ・また、児童福祉法に基づき、虐待やネグレクトなどにより保護や支援が必要な児童等を早期に発見し、適切な保護・支援を行う、要保護児童対策地域協議会（要対協）を設置しています。

○児童虐待・通報件数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	433 件	665 件	825 件	778 件
うち虐待相談	86 件	113 件	160 件	156 件

○要保護児童対策地域協議会登録件数 29 年度末 175 件 30 年度末 209 件

○「困った時に相談できる相手がない」と答えた困窮度Ⅰの割合

西淀川区：7.1%（中央値以上群：1.0%） 大阪市平均：5.0%

（※困窮度Ⅰ：世帯の可処分所得を基に世帯人員を考慮して求めた等価可処分所得が大阪市の中央値（238 万円）の半分（119 万円）を下回る世帯：平成 28 年度「子どもの生活に関する実態調査」）

④生活保護・生活困窮について

- ・生活保護制度は、何らかの事情により真に生活に困窮した場合に、一定の基準に基づいて最低限度の生活を保障し、一日も早く自分自身の力で生活できるように援助する制度です。

- ・令和2年3月現在の西淀川区の生活保護受給世帯数は約2,600世帯で、近年は減少傾向にあります。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
被保護世帯数	2,902	2,878	2,846	2,777	2,687
被保護人員	3,873	3,818	3,712	3,574	3,416

- ・また、近年の生活困窮は経済的な問題だけでなく、社会的な孤立などの複合的な課題を抱える場合や、本人のみならず家族にも課題があり、それらが絡み合っている場合もあります。
- ・このため、生活自立支援の強化を目的として区役所に相談窓口を設置し、「第2のセーフティーネット」として生活保護に至る前の段階での支援を行っています。

⑤外国籍住民について

- ・西淀川区には56ヶ国の方が暮らしており、特に、ペルー・ブラジル国籍の方は市内第1位、フィリピン国籍の方は第3位となっており、近年ではベトナム国籍の方が大幅に増えていますが、その多くは外国人技能実習制度による「技能実習生」であり、また、出入国管理及び難民認定法の改正によって新たな在留資格が設けられた影響によるものと考えられます。
- ・外国籍の就学前の乳幼児や就学期の子どもの多くは学校園に在席しており、学校園の努力とともに、支援する団体などの協力を得て、学習支援や生活サポートが取り組まれています。さらに、就労している世代への日本語学習支援や生活相談など総合的支援が必要となっています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年9月末
外国籍住民数	3,572人	3,880人	4,193人
市全体に対する比率	3.68%	3.98%	2.93%

○市全体における西淀川区の居住割合が多い外国籍住民（令和元年9月現在）

ペルー 市全体の34.9%（区内人口167人）、ブラジル 21.3%（同211人）、スリランカ 11.9%（同39人）、フィリピン 6.8%（同282人）、ネパール 5.4%（同120人）、ベトナム 5.2%（同820人）

（３）地域の各団体・活動主体の状況

① 地域活動協議会・地域社協・地域振興会（連合町会）など

区内には、概ね小学校区を単位として、14の地域活動協議会や地域社会福祉協議会（地域社協）、町会（地域振興会・連合町会）が組織されており、住民の親睦や交流を図るため、運動会や盆踊り、餅つき大会などの行事・イベントをはじめ、ふれあい喫茶や高齢者食事サービス、子育てサロン、防犯活動や防災活動、環境美化などの取り組みが行われています。

また、各地域には女性会や子ども会なども組織されており、団体独自の活動や他の団体との共同事業などが展開されています。

② 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談者として、区民の立場に立って日常生活に関するさまざまな相談に応じ、必要な支援を行っています。また、地域の相談窓口として、区民の人権やプライバシーに配慮しつつ、住民の実態把握や関係する会議への出席、訪問活動などに取り組んでいます。

西淀川区では、令和元年12月に139人が委嘱されており、このうち、子どもに関する問題を専門的に担当する主任児童委員は23人となっています。

これらの委員全員で、民生委員・児童委員協議会が組織されており、情報交換や研修など活動強化のための取り組みが行われています。

③ ボランティア活動・NPO 活動

区民の自主的・主体的なボランティア活動は、子ども・子育て支援活動、地域の美化清掃活動をはじめ、手話や点訳、音訳などの専門的な技術や技能を必要とするものまでさまざまな活動が個人あるいはグループで行われています。

区社協が運営するボランティア・市民活動センターには、令和元年度末において42のグループと220人の個人が登録されています。

NPOとは、Non-Profit Organization（非営利組織）の略称で、保健・医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、社会教育、男女共同参画社会などの特定分野に関する営利を目的としない団体の総称です。また、市民活動・住民活動の発展形として、NPO法（特定非営利活動促進法）に基づく法人格を有し、多様な社会貢献活動を行っています。令和元年11月現在、区で事業を展開しているNPO法人は25法人です。（区内に主たる事務所：23法人、区外に主たる事務所：2法人）

④ ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、子育てを援助してほしい方（依頼会員）と、子育てを援助できる方（提供会員）がお互いに信頼関係を築きながら、子どもを預けたり、預かったりする子育て援助活動です。「依頼会員」は、市内在住で、おおむね

生後3か月から10歳未満のお子さんがある方、「提供会員」は、区内在住で自宅において子どもを預かることのできる方です。

西淀川区における事業運営は区社協が行っており、令和元年度末の登録会員数は165人（依頼会員：109人、提供会員：46人、両方登録：10人）となっています。

⑤ 老人クラブ

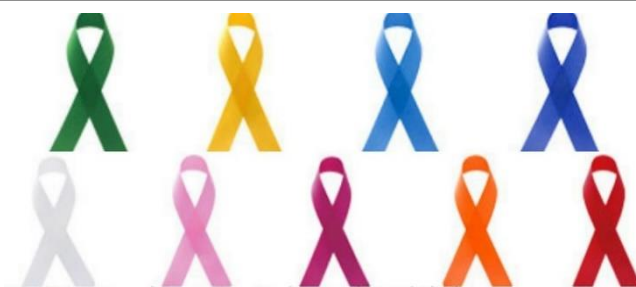
老人クラブは、概ね60歳以上の人で各地域ごとに組織され、ゲートボールやグラウンド・ゴルフ、カラオケ、友愛訪問、公園美化清掃などさまざまな活動を展開しています。

また、各地域の老人クラブの参画により「西淀川区老人クラブ連合会」を組織され、老人福祉センターなどを拠点に、健康づくり活動、友愛活動、奉仕活動など、さまざまな活動に取り組んでいます。令和元年11月1日現在、区内で16の単位老人クラブが組織され、登録会員数は約1,200人となっています。

《コラム・豆知識》

◇主なリボン運動

イエローリボン……障がいを持つ人たちの自立と社会参加をめざす、「障害者自立支援法」への警告



パープルリボン……女性への暴力の根絶を訴える運動のシンボルマーク

オレンジリボン……児童虐待防止運動のシンボルマーク

ピンクリボン……乳ガンの早期発見・早期診断・早期治療の大切さをアピール

ティールアンドホワイトリボン……子宮頸がん啓発のシンボルマーク

レッドリボン……エイズ患者を差別せず、共に生き、応援していく意志を表す

グリーンリボン……移植医療普及のためのシンボル

ブルー（濃紺）リボン……大腸ガンの啓発活動のシンボル

ブルーリボン……北朝鮮による拉致被害者の生存と救出を信じての意思表示

ホワイトリボン……開発途上国における妊産婦の命と健康を守る国際的活動のシンボル、DV（家庭内暴力）で命を落とした女性への追悼と非暴力の意志 など

(4) 西淀川区における課題

西淀川区の各地域における福祉課題や地域福祉活動の状況などを把握するため、平成29年11月から30年の3月にかけて、「西淀川区における地域活動に関するアンケート調査」を実施しました。また、このアンケート結果を元に、地域ごとの課題や今後の方策などを検討するため、平成30年12月から「意見交換会～“にしよど『縁活』プロジェクト Go!Go!Go!”～」を開催しました。

① 「西淀川区における地域活動に関するアンケート調査」の結果

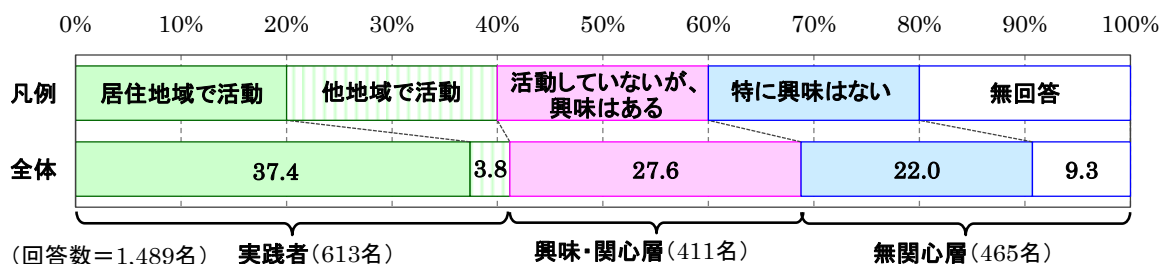
《アンケートの実施概要》

- ・調査目的：区内の地域活動や地域課題などの把握
- ・実施時期：平成29年11月～30年3月
- ・調査対象：地域活動者や集合住宅住民、ボランティア登録者、市民活動団体など
- ・調査数：5,130名（回収数1,489名、回収率29.0%）
- ・調査方法：配布＝手渡し・ポスティングなど、回収＝郵送・持参

《アンケート回答者の属性》

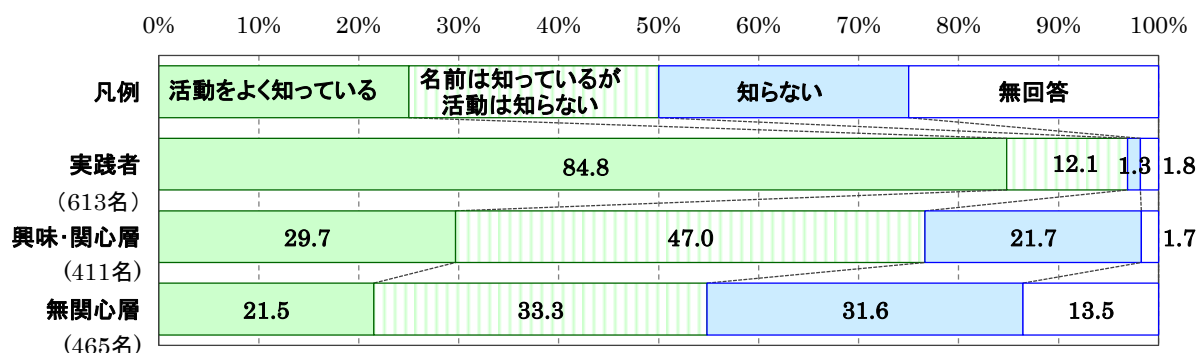
- ・女性が60.0%、男性が18.9%。
- ・年齢は70歳代が28.4%、60歳代が16.2%、40歳代が15.0%。
- ・「親・子／親・子・孫」の家族が47.1%、「夫婦のみの世帯」が25.0%、「ひとり暮らし」が19.1%。
- ・「町会に加入している」は81.4%。
- ・職業は「無職・休職中」が35.9%、「就業中」が19.5%、「パートタイム」が15.4%。

《地域活動などの実践状況》



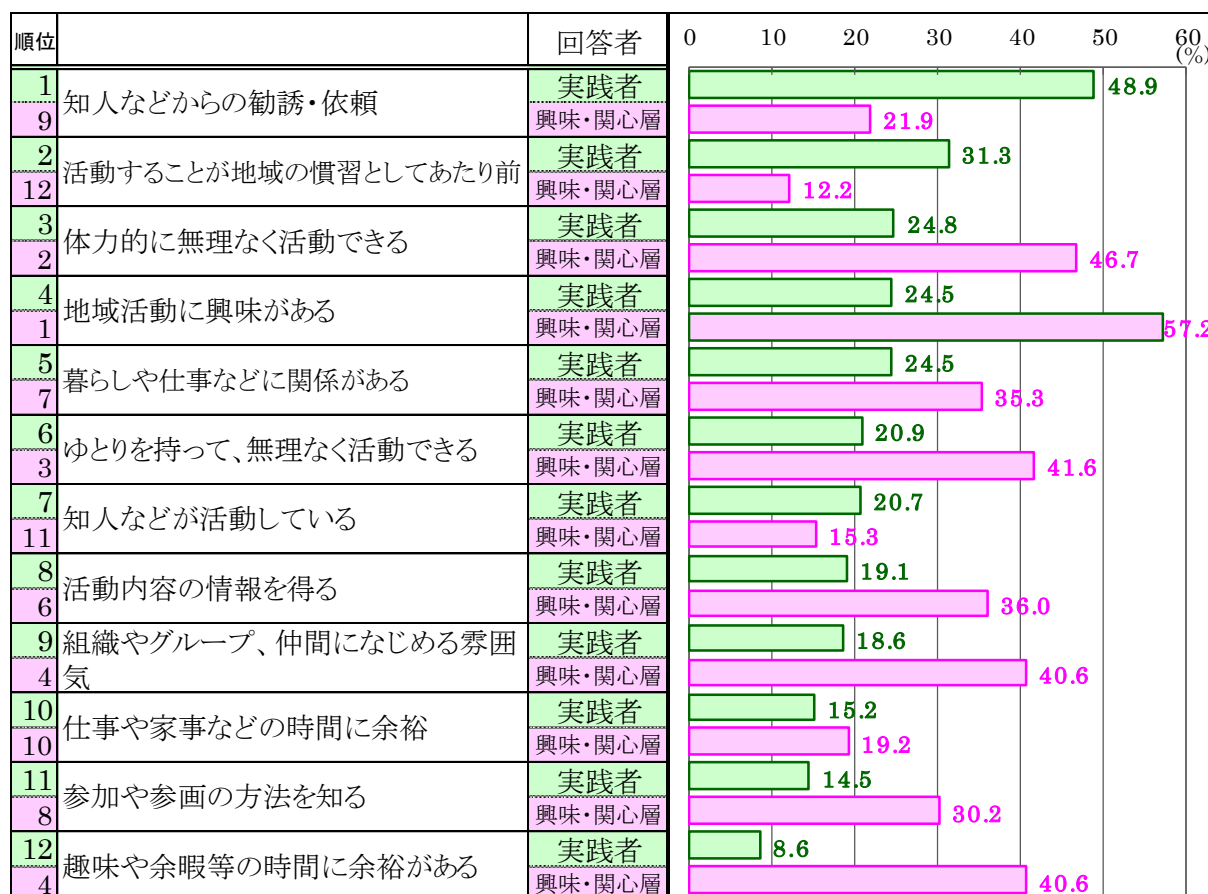
- ・地域団体の活動は、「活動している」（地域活動者）が41.2%、「活動していないが、興味はある」（興味ある人）が27.6%、「特に興味はない」と「無回答」が合わせて（無関心層）が31.2%。

《地域活動の認知度》



- ・地域活動は、『地域活動者』が「活動をよく知っている」が84.8%であり、『興味ある人』や『無関心層』は2割～3割程度となっている。

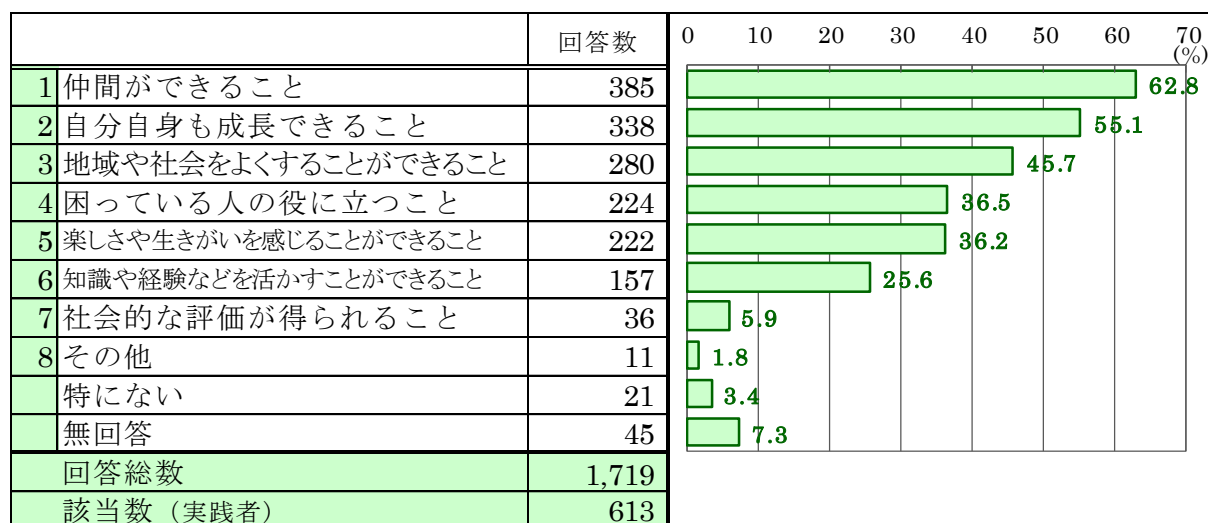
《地域活動をはじめた理由・きっかけ【複数回答】》



(回答数：実践者＝613名、興味・関心層＝411名)

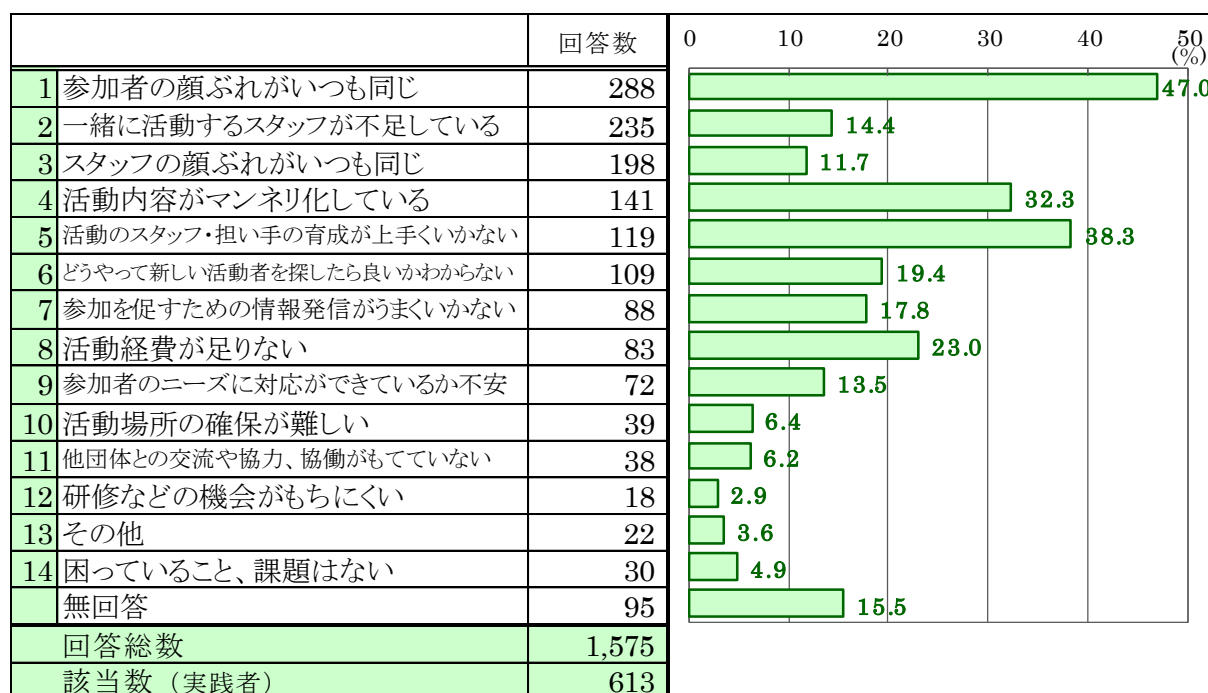
- ・地域活動をはじめた（はじめる）理由・きっかけとして、『地域活動者』が「知人などから誘われた、頼まれたから」が最も多く、一方、『興味ある人』は、「興味がもてる活動があること」が最も多く、「知人などから誘われたり、頼まれること」は少なくなっている。

《地域活動の魅力【複数回答】》



- ・『地域活動者』が考える地域活動の魅力は、「仲間ができること」「自分自身も成長できること」が半数を超えている。

《地域活動で困っていること【複数回答】》



- ・『地域活動者』が地域活動で困っていることは、「参加者の顔ぶれがいつも同じ」「一緒に活動するスタッフが不足している」「スタッフの顔ぶれがいつも同じ」といった参加者やスタッフが同じことなど、「新たな担い手不足」「参加者の固定化」があげられている。

《地域で優先的に取り組んでほしい「対象」／機会があれば取り組みたい「対象」【複数回答】》

		優先的に取り組んでほしい対象		取り組みたい対象	
1	高齢者	820	55.1	227	15.2
2	児童、子育て家庭	497	33.4	211	14.2
3	障がい児・者	444	29.8	140	9.4
4	ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭)	380	25.5	120	8.1
5	貧困層、生活困窮者	258	17.3	61	4.1
6	低所得者、フリーターなど	177	11.9	38	2.6
7	在住外国人	101	6.8	57	3.8
8	路上生活者	88	5.9	22	1.5
9	特にない	108	7.3	118	7.9
	無回答	212	14.2	871	58.5
回答総数		3,085	207.2	1,865	125.3
全体		1,489	100.0	1,489	100.0

- ・地域で優先的に取り組んでほしい『対象』や機会があれば取り組みたい『対象』は、ともに「高齢者」が最も多く、次いで「児童、子育て家庭」「障がい児・者」などとなっている。

《西淀川区で今後充実すれば良いと思うこと【複数回答】》

		回答数	010203040 (%)				
1	話し合える場づくり、誰もが活躍できる場づくり	558	37.5				
2	活動の情報の充実	462	31.0				
3	地域で活動できる新たな人材の発見や育成	408	27.4				
4	お互いに関心を持ち、お節介ができる関係づくり	353	23.7				
5	区民、団体、企業、NPO等とつながりを深める	344	23.1				
6	その他	43	2.9				
	無回答	231	15.5				
回答総数		2,399					
全体		1,489					

- ・西淀川区で今後充実すれば良いと思うことは、「地域のことを話し合える場づくり、誰もが活躍できる場づくり」「活動の情報の充実」「地域で活動できる新たな人材の発見や育成」などがあげられている。

《地域で優先的に取り組んでほしい「テーマ」／機会があれば取り組みたい「テーマ」【複数回答】》

		優先的に取り組んでほしいテーマ		取り組みたいテーマ	
1	防災の意識を高めたり日常的に備えること	510	34.3	222	14.9
2	地域で孤立しがちな人への支援	503	33.8	166	11.1
3	災害時に支援が必要な人の把握や支援	474	31.8	164	11.0
4	世代を超えたつながりや交流	444	29.8	175	11.8
5	支援が必要な人を発見したり地域で支えること	401	26.9	147	9.9
6	マンションなど集合住宅内でのつながり(づくり)	303	20.3	112	7.5
7	団塊の世代などが地域に参加できるようにすること	286	19.2	88	5.9
8	地域や福祉、地域活動について学ぶ活動	262	17.6	126	8.5
9	地域団体、商店、企業、学校、NPO、専門機関等、様々な組織の連携・協働	178	12.0	77	5.2
10	ICT を活用した地域づくり	122	8.2	67	4.5
11	収益をあげたり有償にするなど、ビジネス的な考えを取り入れた活動	97	6.5	58	3.9
12	特になし	93	6.2	91	6.1
	無回答	230	15.4	773	51.9
回答総数		3,903	262.1	2,266	152.2
全体		1,489	100.0	1,489	100.0

- ・地域で優先的に取り組んでほしい『テーマ』や機会があれば取り組みたい『テーマ』は、ともに「防災の意識を高めたり日常的に備えること」が最も多くなっている。地域で優先的に取り組んでほしい『テーマ』の第2位は、「地域で孤立しがちな人への支援」「災害時に支援が必要な人の把握や支援」となっており、機会があれば取り組みたいは「世代を超えたつながりや交流」「地域で孤立しがちな人への支援」となっている。

② 意見交換会～“にしよど『縁活』プロジェクトGo!Go!Go!”～の結果

《意見交換会の実施概要》

- ・開催目的：地域ごとの課題と解決方策の検討
- ・実施時期：平成30年12月～令和元年12月
- ・開催地域：10地域
- ・参加者数：157名
- ・テーマ：『新しい担い手との知り合い方を考えよう』

5～9名にわかれて、テーマに沿って「一緒に活動したい人」「出会いや活動の場面」「出会いの方法やきっかけ」「具体的な方法（提案）」について意見交換を行いました。（詳細は資料編(P31)を参照してください。）

3. 地域福祉の展開

(1) 基本理念

年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で、安心・安全に、生きがいをもって暮らし、ともに支え合い、助け合える「地域共生社会」を実現するため、次の基本理念を設定します。

支え上手 支えられ上手な人があふれる まち 西淀川

『支え上手（な人）』とは、困っている人に気づいたら積極的に声をかけたり、ちょっとしたお手伝いができる人のことです。

『支えられ上手な人』とは、しんどい時は「助けて！」と気軽に言うことができる、ご近所の人などに頼ることができる人のことです。

『あふれる まち 西淀川』とは、西淀川区において、『支え上手 支えられ上手』といった、顔と顔の見える関係、地域とのつながりのある人を増やしていくことを意味しています。

《コラム・豆知識》

持続可能な開発目標（SDGs）とは？

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。

※SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略称のこと

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS**

(2) 基本目標・方向性

基本理念「**支え上手 支えられ上手な人があふれる まち 西淀川**」の実現に向けて、地域福祉を具体的に推進するため、次のような基本目標を設定し、施策や事業を展開していきます。

① 気づく

日々の暮らしの中で、家族や近所のみなさんのことをじっくり見る機会がありますか。生活に苦しんでいる方、悩みや不安を持っている方、介護や支援を必要とする方などはおられません。その人たちに何ができますか。どこに連絡する（つなぐ）ことが良いと思いますか。地域福祉は、^{ひとこと}他人事ではありません。明日の自分の問題かもしれません。

そこで、忙しい毎日ですが、少し立ち止まって、自分でできることやできないことに気づきましょう。そして、改めて地域福祉に関することなどを学びましょう。

② 知り合う

社会には、いろんな方がいます。言語や宗教、文化などが異なり、さまざまな価値観や生活習慣の人がいます。また、本人や家族に心身の病気や障がいのある方もいます。あいさつはしていますか。あいさつしている人のことをどこまでわかっていますか。また、自分のことをどこまで伝えてありますか。

人はひとりでは生活できません。いろんな人と知り合い、助け合い、支え合うことで安心して安全に生活することができています。

そこで、住み慣れた地域に、どのような人がいるかを知って、自分ができることや人にしてほしいことなどを伝え合いましょう。

③ 助け合う

あなたは、生活を送る上で、他の人に助けてほしいと思ったことはありませんか。また、困っている人を見かけた時などに、手を貸したり、声をかけたりしたことがありますか。助けてほしいと思ったり、助けたいと思っても、自分ひとりでは対応できるものではないかもしれません。その時にこそ、さまざまな相談先や相談窓口があるのです。直接でなくても、相談先や相談窓口などの情報を知ったり、教えたりするだけで助かる・助けられることもあります。

誰でも、助けてほしい・助けたいと思うことがあるはず。ボランティア精神とも言えると思います。

そこで、自分ができること・できないことを自分で把握するとともに、どのような時に、どこに相談したら良いのかなどを知るように努め、お互いに助け合い・支え合う関係づくりを創っていきましょう。

④ 届ける

情報化が進み、いろんな情報があふれています。人の人権を侵害したり、犯罪へと

導くような情報もあります。もちろん生活に役に立つ情報もたくさんあります。一方では、安心して安全な生活を送るためには、支援やサービスが必要な人がいます。しかしながら、情報機器の操作や言語などの問題により、支援やサービスの利用などに関する情報を入手することが難しい人も多くいます。

情報だけでは解決できないかもしれませんが、必要とする情報を得て、適切に相談することが、生活課題を解決する第一歩です。

そこで、支援やサービスが必要な人に、どのような支援や情報などが求められているのかなどを把握しつつ、必要と思うさまざまな情報を伝えていくとともに、課題解決やサービス利用に向けて案内・誘導するなど、助けたい・支えたいとのあなたの思いを届けるように心がけていきましょう。

⑤ 活かす

地域では、ふれあい喫茶や見守り活動をはじめ、さまざまな行事やイベントが行われています。しかしながら、内容がマンネリ化している、参加者がいつも同じ、スタッフが足りないなどのさまざまな問題があげられています。

行事・イベントは、地域住民の交流や親睦、お互いを知るきっかけとなる重要な取り組みです。また、見守り活動などは、日常生活の安心につながる重要な活動・仕組みです。

そこで、今までの行事やイベントの当初の目的を再認識し、その目的に沿った内容などを検討するとともに、自分たちの地域で、有用・効果的な福祉活動を精査するなど、今までの取り組みや活動を振り返り、活性化していきましょう。

基本理念	基本目標・取り組みの方向
支え上手 支えられ上手な人があふれる まち 西淀川	(1) 気づく ① 地域の話し合いの場づくり ② 福祉を学ぶ場づくり
	(2) 知り合う ① 見守り活動の拡充 ② 多様な居場所づくり ③ 交流の場づくり
	(3) 助け合う ① 日常的な活動 ② 資質・能力などの向上 ③ 相談・支援体制の充実
	(4) 届ける ① 情報提供・情報発信の充実・工夫 ② 新たなサポーターの発掘・活用
	(5) 活かす ① 地域活動の展開 ② 新たな活動の創出

4. 具体の取り組み

(1) 「気づく」の取り組み

あなたは、自分のことがわかっていますか。また、地域や地域福祉の取り組みで、自分は何ができるか、できそうかなどを考えたことがありますか。

そこで、自分のこと、自分ができることを改めて「気づく」とともに、地域のみなさんとともに、地域のことやさまざまな取り組みなどを話し合ったり、学んだりする機会を創出します。

① 地域の話し合いの場づくり

名称・内容	実施主体
1) (仮称)福祉語ろう会の開催 ・区内各地域において、地域のみなさんが、地域活動や地域福祉活動などに関して、日頃思っていること・感じていることなどを自由にかつ気兼ねなく話し合い、解決策などを一緒に考える「(仮称)福祉語ろう会」などの開催に努めます。 ・各地域が抱える課題などを共有化し、課題解決に向けての具体的な活動・取り組みを検討します。	区役所 区社協 地域

② 福祉を学ぶ場づくり

名称・内容	実施主体
1) 福祉教育の充実 ・小・中学生や高校生などが、障がい者や乳幼児世帯などの現状や問題などを知ったり、経験したり、交流することで、福祉に関する意識や経験を深め、ボランティア精神などの向上を促進します。	学校 区社協 事業所
2) 福祉体験イベントの提供 ・高齢者や障がい者などに対する理解を深め、接し方などを学ぶ機会として、福祉施設や事業所などの協力を得て、高齢者や障がい者などのさまざまなハンディキャップや福祉機器の操作などを体験する機会を提供します。	区社協 事業所 地域
3) 福祉の学習会・勉強会の充実 ・地域福祉などに関する最新の事例や取り組みなどを学ぶことができるよう、学習会を企画・運営します。 ・地域の福祉課題などを地域の活動者などで共有化し、解決策・新たな地域活動の展開を検討する機会を充実します。	区役所 区社協 地域

(2) 「知り合う」の取り組み

地域には、生活に関する悩みや困りごと、不安などを抱えていながら、誰にも相談できない人がいます。一方では、地域には、福祉に限らず、さまざまな資格や技能、経験などを有する人がいます。

そこで、住み慣れた地域に、どのような人が住んでいて、どのような困りごとや悩みなどを有しているかなどを把握し、どのような支援を必要としているかなどを「知り合う」場・機会を充実していきます。

① 見守り活動の拡充

名称・内容	実施主体
1) 見守りネット倶楽部の拡充 ・ 地域の人が協力して、高齢者や障がい者、乳幼児のいる世帯などに、あいさつや声かけなどゆるやかな見守りを行い、安否確認とともに、近況や困りごとなどを話し合っています。 ・ 引き続き、多くの地域で展開できるように、「見守りネット倶楽部」の立ち上げを支援するとともに、既存の取り組みの拡充に努めます。	地域 区社協 区役所
2) 見守り体制の充実 ・ 地域の見守り活動などで、地域との関りが薄く孤立している人や行方不明となる認知症高齢者や気になる人の状況などを確認し、適切な支援などにつなぐため、見守り相談室（見守り支援ネットワーク、地域福祉活動支援コーディネーターなど）や関係機関などとの連携・充実に努めます。	区社協 区役所

② 多様な居場所づくり

名称・内容	実施主体
1) “ふれあいサロン”等の活性化 ・ 地域では、誰もが気軽に集い、交流できる場として「ふれあい喫茶」や、乳幼児世帯の交流を図る「子育てサロン」などが開かれています。 ・ 取り組みの趣旨やねらいを再認識し、より多くの方と交流やふれあいなどができるよう、活性化を促進していきます。	地域 区社協
2) 新たな居場所づくり ・ 団体や各種グループなどが空き家や空き店舗・フリースペースなどを活用し、誰もが気軽に集い交流できたり、食事や健康づくり、学習・教育、生きがいづくりなどに取り組むことができるよう支援していきます。	団体等 区社協 区役所

③ 交流の場づくり

名称・内容	実施主体
1) 多文化交流会の展開 地域と外国にルーツを持つ人びとと、食などの文化を通じて交流できるよう、関係機関の協力などを得て、料理教室や食事会などの交流に努めます。	団体 地域 区役所 区社協
2) 異業種・異団体交流の促進 - 区内のさまざまな事業所や NPO 団体などが福祉をキーワードにつながり、交流を図る機会として「にしよどリンク」や「MAIDO にしよど」などの充実に努めていきます。 - 福祉にとどまらず生活に関連する事業所や地域などとの交流・つなげる場づくりに努めていきます。	事業所 団体 区社協 区役所
3) ボランティア交流の充実 - 区内のさまざまなボランティア団体やグループなどが集い、交流・活性化を図る機会として「ボラセン GO！連絡会」の拡充に努めていきます。 - 区民にボランティアグループや活動などをアピールし、活動への参画を促すきっかけとして、「にしよどがわボランティアエキスポ」の拡充に努めていきます。	団体 区社協 区役所
4) 多様な交流活動の活用 人と人のつながりやふれあいを目的とし、区内各地で展開されている「にぎわいイベント」などを活用し、福祉や地域福祉活動に対する興味や関心の高揚に努めます。	地域 団体 事業所 区役所 区社協

《コラム・豆知識》

◇ヘルプマーク

援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成された。このマークを見かけたら、電車で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



◇マタニティマーク

妊婦さんが交通機関などを利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。

電車やバスなどで席を譲る、妊婦さんの近くでは喫煙しないなど、思いやりのある行動をお願いします。



(3) 「助け合う」の取り組み

地域には、さまざまな技能や技術、経験などを有する人が数多くいます。また、地域には、民生委員・児童委員をはじめ、介護や障がい福祉、保育などさまざまな事業所があり、相談にも対応されています。

そこで、地域で困っている人などを的確に「助け合う」ことができるよう、さまざまなボランティア情報をはじめ、地域人材のスキルアップなどを図るための福祉技能・能力の向上に関する講座や研修などの情報を提供するとともに、相談支援体制などを充実していきます。

① 日常的な活動

名称・内容	実施主体
1) 隣近所などからの連絡体制の確立 - 多くの地域で、日常的なあいさつや声かけなどが行われており、日常的な安否確認としても機能しています。 - 今後は、ご近所での異常や異変などをいち早くキャッチし、区役所や区社協などに迅速に連絡・通報し、適切な対応が図れるよう、隣近所など身近な方からの連絡体制を確立するため、連絡・相談窓口の情報の提供などを充実します。	地域 区役所 区社協
2) 小地域福祉活動の充実 - 各地域では、「見守りネット倶楽部」をはじめ、さまざまな地域福祉の取り組みが展開されています。 - 引き続き、小地域福祉活動の展開を促進するとともに、困っている人などの早期発見に努め、関係機関に連絡・つなぎます。	地域 区社協 区役所
3) 防災活動の活用 災害時などに誰もが安全に避難できるよう、防災訓練などを充実するとともに、避難に支障がある人の安否確認や避難体制などを確立するため日常的な見守りや関わりなどに努めていきます。	地域 区役所 区社協
4) 小地域福祉活動計画の策定 地域資源や地域人材を活用し、地域それぞれの状況に応じた活動を展開に向け、「小地域活動計画」の策定に向けて検討を進めていきます。	地域 区役所 区社協

② 資質・能力などの向上

名称・内容	実施主体
1) 各種養成講座の充実 ボランティア活動を行うきっかけとしての「ボランティア養成講座」や、認知症の理解や支援などを学ぶ「認知症サポーター養成講座」などの開催を充実します。	区社協 団体

名称・内容	実施主体
2) 専門的な知識・技能取得支援 専門的な知識や技能などを必要とするホームヘルパーやガイドヘルパー、ゲートキーパー、市民後見人などの養成を促進するため、情報提供などを充実します。	区役所 区社協
3) 福祉意識の高揚促進 福祉に関係する多様な職種や役割などを体験する機会として、中学生や高校生をはじめとしたさまざまな人などに、職場体験や職業体験の機会を提供し、福祉や地域福祉に関する意識の高揚に努めます。	区社協 区役所 事業所
4) 新たな人材の発掘・育成 地域における福祉活動や地域活動への新たな人材の発掘に向け、さまざまな活動の場や活躍の機会づくりに努めます。	区社協 区役所 地域
5) (仮称) ちょこっとボランティアポイント制度の導入 - 地域活動などでは、ちょっとした困りごとや手伝ってほしいことがいくつもあります。一方では、本格的な活動に関わるのはしんどいが、簡単な手伝いなどは可能という方が多くいます。そこで、地域や事業所、区の行事・イベントなどで、気軽に手伝いできる人などを積極的に募り、活動を支援・サポートできるような仕組み「(仮称) ちょこっとボランティアポイント制度」の導入を進めます。 - 地域活動の活発化・活性化を図るため、ICTをはじめ、福祉に関する経験・特技・資格・ノウハウなどを有する人などの発掘に努め、活躍の場・機会を提供していきます。	区役所 区社協 事業所 団体 地域

③ 相談・支援体制の充実

名称・内容	実施主体
1) 相談支援窓口の充実 - 地域の人々が抱えるさまざまな課題などを「断らない相談窓口」として対応できるよう、各相談支援機関との連携を強化・充実するとともに、職員のスキルアップ・研修を充実します。 - 各相談支援機関と連携・協力し、さまざまな相談の場面や機会、情報などを活用し、相談支援に取り組んでいきます。 - 各相談支援機関のデータなどを整理し、適切な相談窓口や連絡先などを情報発信・提供を充実します。	区役所 区社協 事業所
2) 総合的支援体制の確立 複雑・多様化する福祉課題の解決に向け、情報などの共有化を充実し、横断的かつ包括的な支援が行えるよう、相談支援・サービス提供体制などを充実していきます。	区役所 区社協 事業所

(4) 「届ける」の取り組み

地域には、人との関わりやつながりを必要としていながら、孤立している人、つながりのない人がいます。特に、外国籍や障がいなどにより、他の人と言葉やコミュニケーションがとれない人もいます。

そこで、情報だけでは解決できないかもしれませんが、生活や福祉などに関する情報を「届ける」ことで、地域において、安心して安全にいきいきと生活できるよう支援していきます。

① 情報提供・情報発信の充実・工夫

名称・内容	実施主体
1) 要支援者の発見・ニーズの発掘 - 本人や家族が介護や介助、保育などを必要としていながら、各種福祉サービスなどを利用していない人の発見に努めるとともに、ニーズ把握に努めます。 - 日常的な相談や話し合いを通じて、一人ひとりに応じた福祉などの情報などを提供し、適切な利用につなげるよう、関係機関との連携を強化・充実します。	地域 区役所 区社協 事業所
2) (仮称) ウェルカムバンクの創設 - 言葉や習慣、文化、宗教などが障壁となり、地域との関わりや接触が少ない外国籍の人などに、適切な助言や誘導、必要とする情報の提供などを行えるよう、「(仮称) ウェルカムバンク」を創設し、外国籍の人の生活支援などを行える人を「(仮称) ウェルカムバンクかわり隊員」として登録を促していきます。 - 外国籍の人や「(仮称) ウェルカムバンクかわり隊員」などとの話し合いや意見交換の機会を設けます。	区役所 区社協 事業所
3) 多様な情報ツールの活用 - 区役所や区社協のホームページや SNS などを活用し、情報提供・発信に努めていきます。 - いつでも誰でも福祉の情報を得ることができるよう、「西淀川区^④に～よん参考書～コミュニティ情報編～」等の提供や活用を充実していきます。	区役所 区社協 事業所

② 新たなサポーターの発掘・活用

名称・内容	実施主体
1) (仮称) となりのお節介さんの認定 地域において、さまざまな人と関わり、日常的な情報収集や発信などを行っている人を対象に講座などを実施し、「(仮称) となりのお節介さん」として認定し、地域で孤立している人などに寄り添い、相談窓口への同行や情報提供などの活躍を支援します。	地域 区役所 区社協

(5) 「活かす」の取り組み

地域では、住民の交流や親睦などを図るため、さまざまなイベントや行事が展開されています。しかしながら、活動内容や人材不足などのさまざまな課題も顕著となってきました。

そこで、行事やイベント、福祉活動などの地域の取り組みをより一層「活かす」ため、既存活動の振り返りや活性化を進めていきます。

① 地域活動の展開

名称・内容	実施主体
1) 地域活動・地域福祉活動の活性化促進 ・地域で行われているさまざまな地域活動や地域福祉活動の目的やねらいなどを再確認・再認識し、原点に立ち返って活動を展開し、地域のつながりや関わりなどを深めていくことができるよう努めていきます。 ・地域活動や地域福祉活動の充実に向け、福祉施設や事業所などの参加・協力を深めていきます。	地域 区社協 区役所 事業所
2) 地域福祉情報交換の推進 ・各地域の地域福祉活動などを充実するため、地域活動の実践者や関係者による会議などの開催を検討します。 ・ふれあい喫茶、高齢者食事サービス、見守り活動などの地域福祉活動の活性化を図るため、さまざまな情報提供や協力・支援などをすすめていきます。	地域 区役所 区社協
3) 組織づくり・運営の学びの場 ・地域の活動者が、組織づくりやマネジメント、活性化方策などを学ぶ機会を提供します。 ・個人やグループ活動の組織化などを支援します。	地域 区役所 区社協

② 新たな活動の創出

名称・内容	実施主体
1) ニーズ調査の実施 ・地域の新たな転入者や、地域とのつながりが少ない人や全くない人などの生活状況などを把握し、必要な支援やサービスなどが利用できるよう、アンケート調査や聞き取り調査、座談会などを行います。	地域 区社協 区役所

名称・内容	実施主体
2) 地域資源の活用 ・新たな福祉のニーズや複雑化・多様化する課題などに対応するため、地域の会館や空き店舗を拠点に、区社協や区役所、福祉施設・事業所などとの連携を強化し、地域福祉活動の充実や新たな活動の展開を図っていきます。	地域 区社協 区役所 事業所
3) 新たな地域資源の発掘・発見 ・地域でさまざまな活動を行っている人材やグループ・団体などの発見・発掘に努め、新たな地域資源として活用を図っていきます。	地域 区社協 区役所

《コラム・豆知識》

◇ボランティア活動

区内でもたくさんの方が様々な場所やスタイルで活動を行っています。活動を通して、感動や喜び、充実感、達成感、自分の居場所などが得られたり、活動そのものが楽しみになり、また人と知り合う、協力しあうことで、人とのつながりを広げることができます。

ボランティア活動って、自分も楽しく、それが人の役に立つ！また誰でも・気軽に・いつでも始めることができます。

「ボランティアってどうやったらいい？」「どんな内容があるの」などボランティアや市民活動に関することは「西淀川区ボランティア・市民活動センター」までお問合せください。



（６）成果目標の設定

本計画の「気づく」・「知り合う」・「助け合う」・「届ける」・「活かす」のそれぞれ基本目標・方向性の達成・進捗状況を測る目安として、次のような指標を想定しています。今後、本計画の展開を進める中で、把握のしやすさやわかりやすさなどを検討し、適切な成果目標を設定していきます。

目標	項目／指標	目安	測定手法
気づく	（仮称）福祉語ろう会の開催地域数	3年以内に10地域 5年以内に全地域	実績数値
知り合う	見守りネットクラブを知っている区民の割合	3年以内に30% 5年以内に50%	区民アンケート
	ふれあいサロン等の参加者層の拡大	3年以内に新たな参加者の割合を1割増	スタッフアンケート
助け合う	各種養成講座を企画・実施した講座数	3年以内に3講座 満足度70%以上	実績数値 参加者アンケート
届ける	「（仮称）ウエルカムバンク」 かかわり隊員との意見交換会数	3年以内に3回 5年以内に5回	実績数値
	「（仮称）となりのお節介さん」 認定講習会・意見交換会数	3年以内に3回 5年以内に5回	実績数値
活かす	地域活動・地域福祉活動への参加者数	5年以内に2割増	区民アンケート

5. 計画の推進に向けて

(1) 計画普及のための取り組み

「支え上手、支えられ上手があふれる まち 西淀川」の実現をめざし、区民誰もが福祉のことを理解し、積極的に支え合い・助け合いの関係を形成することができるよう、さまざまな機会や場を活用し、「支えあい  プラン～西淀川区地域福祉計画・地域福祉活動計画～」の周知・徹底に取り組んでいきます。

また、高齢者、障がい者、子育ての各専門分野別会議（区地域包括支援センター運営協議会、地域ケア会議、地域自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会など）や地域の代表・公募委員が参画する区政会議などにおいて、地域福祉の推進に向けた協力・支援を働きかけていくとともに、地域福祉の具体の取り組みに関する情報提供や意見聴取などに努めていきます。

さらに、各地域で実施予定の「（仮称）福祉語ろう会」などにおいて、参加者にアンケート・聞き取りを行い、地域の声を取り組みに反映させていきます。

(2) 推進のための仕組み

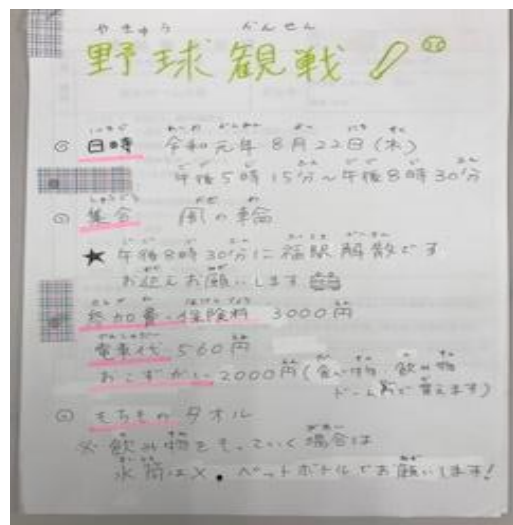
今後、地域福祉の取り組みを計画的に推進していくため、「西淀川区地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を再編し、年度ごとの達成状況や課題などを把握し、適切な評価を行う「（仮称）西淀川区地域福祉推進会議」を設置します。

※なお、これらの取り組みに際しては、新型コロナウイルス感染防止を日常生活に取り入れた「新しい生活様式」を実践していくこととします。

《コラム・豆知識》

◇障がい者の居場所「Fun・Funくらぶ」

障がいがあっても、地域で自分らしく楽しく当たり前前に生活していくための社会資源として、西淀川区障がい者基幹相談センターが中心となり平成25年より始めたのが、障がい者の居場所「Fun・Funくらぶ」です。この居場所は、自宅と作業所等を往復する生活で、当たり前前の社会経験が出来なかった方や、休日に過ごす場がない方たちが集まり、自分たちでやりたいことを決め、挑戦していく場所です。調理実習や外食などの取り組みに加えて、継続して取り組んでいるのは、西淀川区社会福祉協議会ふくふくでの「カフェふくふく」です。おそろいのエプロンを作って毎年楽しみにしながら活動しています。参加者をもっと増やし、一人でも多くの方の自己実現を叶えることが目標ですが、残念ながらスタッフ不足もあり、なかなか拡げられないのが現状です。



《コラム・豆知識》

◇こどもの居場所「こども食堂」

「こども食堂」は日本全国で広がっている無料または低額で食事ができる、こどものための地域コミュニティです。孤食や貧困対策として大きく取り上げられていますが、偏った食事の改善や親の息抜き、地域とのつながりを持てる役割をもつ「こども食堂」も多くあります。安らげる居場所であるとともに、学校や家で教わることはまた違う体験や学びも得られる居場所です。

現在、区内には4つあります。また、区内のこども支援団体や「こども食堂」で集まり、こどもたちの課題を話し合い、成長を一緒に見守っていけるよう「西淀川こどもネット」が発足しました。横のつながりを強化し行政や学校、地域に向け情報を発信、相談をすることにより多様で前向きなアプローチが出来るようになりました。

昔ながらの「地域でこどもを育てる」ことが出来るよう、地域はもちろん西淀川区全体で連携し、安定した運営を目指しています。



西淀川区・地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の経過

【平成29年度】

11月～3月	「地域活動に関するアンケート」の実施（P10～P14）
--------	-----------------------------

【平成30年度】

12月～令和元年12月	「縁活プログラム GO!GO!GO!」の実施（P30～P31）	
2月27日	第1回 策定委員会	策定の意義について 策定スケジュールについて

【令和元年度】

4月23日	第2回 策定委員会	グループワーク 課題の共有
6月26日	第3回 策定委員会	グループワーク 新たな課題・重大課題
8月27日	第4回 策定委員会	グループワーク 新たな課題・重大課題
9月5日	第1回 ワーキングチーム会議	グループワークの課題整理
10月16日	第2回 ワーキングチーム会議	グループワークの課題整理
10月29日	第5回 策定委員会	グループワークで出された課題審議
11月11日	第3回 ワーキングチーム会議	素案策定作業
11月27日	第4回 ワーキングチーム会議	素案策定作業
12月12日	第6回 策定委員会	素案の審議
1月15日	第5回 ワーキングチーム会議	素案の課題整理
1月29日	第7回 策定委員会	素案の審議
2月13日	第6回 ワーキングチーム会議	素案策定作業
3月6日	第7回 ワーキングチーム会議	素案策定作業
3月17日	第8回 策定委員会	素案のとりまとめ

【令和2年度】

6月6日～7月6日	パブリックコメントの実施	
7月9日	第8回 ワーキングチーム会議	パブリックコメントの結果報告 案の審議
7月14日	第9回 策定委員会	案の審議

参考 意見交換会～“にしよど『縁活』プロジェクトGo!Go!Go!”～結果

「意見交換会～“にしよど『縁活』プロジェクト Go!Go!Go!～”」の結果概要は、以下のとおりです。

《にしよど「縁活」プロジェクト Go!Go!Go! の開催》

- ・参加者：地域活動協議会役員・女性部、民生委員・児童委員、地域福祉活動実践者、小中学校 PTA など地域ごとに選定。
- ・各地域の開催結果。（時間は、概ね午後 7 時から 1 時間 30 分程度）

地域	開催日	会場	参加者(スタッフ数)
佃	平成 30 年 12 月 5 日（水）	老人福祉センター	28 名（13 名）
千舟	平成 31 年 1 月 24 日（木）	区社協議会議室	12 名（11 名）
福	2 月 7 日（木）	福町会館	15 名（12 名）
出来島	3 月 7 日（木）	出来島コミュニティ会館	42 名（12 名）
川北	4 月 25 日（木）	川北コミュニティ会館	11 名（10 名）
歌島	令和元年 5 月 16 日（木）	白鳥会館	8 名（9 名）
野里	5 月 30 日（木）	野里福祉会館	19 名（9 名）
竹島	11 月 28 日（木）	竹島コミュニティ会館	5 名（9 名）
大野百島	12 月 19 日（木）	寿会館	5 名（9 名）
柏里	12 月 21 日（土）	柏里会館	12 名（7 名）

《新しい担い手との知り合い方を考えよう ～一緒に活動したい人～》

一緒に活動したい人	
・若い人（大学生・高校生含む） ・老若男女（いろいろな世代） ・元気で明るい人 ・行動力のある人 ・協調性のある人 ・統率力のある人 ・パソコンが得意な人 ・企画力や運営力のある人 ・専門知識や特技のある人 ・マンション居住者 ・母子家庭の方 ・地域内の会社 ・介護施設のスタッフや利用者	・子育て中の人、PTA の保護者 ・こどもたち ・明るく楽しく動ける人 ・思いやりや気遣いができる人 ・話し上手な人、聞き上手な人 ・経験豊富な人・知識豊かな人 ・地域事情に精通している人 ・経理ができる人 ・小・中学校の先生 ・最近引っ越してきた人 ・外国籍の人 ・お店の経営者 ・防災能力を高めてくれる会社 など

《新しい担い手との知り合い方を考えよう ～出会いや活動の場面～ 》

出会いや活動の場面		
・地域主催行事・イベント ・学校行事・イベント ・子ども見守り隊 ・盆踊り、夜店 ・フェスティバル ・ゲートボール ・こども食堂 ・チャリティイベント ・区役所等の出前講座	・ふれあい喫茶 ・親子参加のイベント ・防災訓練 ・もちつき大会 ・地域清掃 ・グラウンドゴルフ ・料理教室 ・芸能まつり	・食事サービス ・子育てサロン ・運動会 ・バス旅行、慰安旅行 ・カラオケ大会 ・プロレス ・苦情発表会 ・犬の散歩

《新しい担い手との知り合い方を考えよう ～出会いの方法やきっかけ～ 》

出会いの方法やきっかけ		
・日頃からのあいさつ ・回覧板 ・マンションへの配布 ・案内の手紙 ・外国人向け広報活動 ・直接お願いする ・モノを配る ・近所づきあいを活発に	・知人からの声かけ ・口コミ ・行事等参加者への勧誘 ・若い世代との懇親会 ・交流会の開催 ・若い人に役員を任す ・他地域とコラボする ・他地域にも周知する	・地域独自での SNS 発信 ・掲示板、手作りポスター ・子どもを通じ、親を勧誘 ・施設に参画等を依頼 ・楽しさをアピール ・イベントを増やす ・行事等に芸能人を呼ぶ

《新しい担い手との知り合い方を考えよう ～具体的な方法（提案）～ 》

具体的な方法（提案）
・あいさつや声かけをしながら「なじみやすさ」「明るさ」を大切にする ・参加しやすいイベントを行い、参加された方に、また来てもらえる雰囲気づくりを。 ・防災訓練に中学生の子どもを巻き込み行う（有事の際は、中学生が力になる！）。 ・子どものイベントを行い、親子で地域活動に定着してもらえるようにする。 ・若い人が興味をもてるイベントを開催する。 ・見守り活動で子どもと顔なじみになり、行事の際に、保護者に声かけ、勧誘する。 ・地域の学校（小学校・中学校）から卒業生に声をかけてイベントを開催する。 ・若いお母さんと懇親会を開く。 ・いろんな人の発表の場をつくる。 ・バス旅行で一緒に食事したりすると仲良くなれる。 ・小・中学校等で子どもが太鼓に触れてもらう機会を増やす。 ・外国の人が入りやすい仕組みを考えて文化交流、町内会に入ってもらう。 ・班長を当番制（2年間）にして、地域との関わりを持っていく ・PTA に積極的に声をかけて、他の行事にも参加していただけるように働きかける。 ・高齢者（元気な方の協力）生きがいなるような取り組みを行う。 ・他地域の方にも参加していただき、手伝っていただけるように声をかける。 ・誰でもできること（掃除など）を始める。 ・無理強いをしない、若い人に対して優しく接する。

西淀川区地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿

令和 2 年 7 月 1 日現在

順不同・敬称略

役 職	氏 名	分 野 等
委員長代理	池田 恭和	ボランティア・市民活動分野
委員	井上 正裕	老人クラブ連合会
委員	岩本 一美	公募
委員	大澤 由紀	公募
委員	大西 史高	公募
委員	鴻上 圭太	区 PTA 協議会
委員	中村 満寿央	多文化共生分野
委員	西尾 篤	高齢者分野
委員	布村 三保子	民生委員児童委員協議会
委員	福田 留美	子育て・児童分野
委員	藤江 徹	まちづくり分野
委員	藤浪 和美	障がい者分野
委員	山本 善明	生活困窮者支援事業関係者
委員	安田 義和	公募
委員	横山 光応	企業関係者
委員	(渡辺 観二)	(地域活動協議会)
委員長	(藤木 昇)	(地域活動協議会)
委員	(松宮 慶昭)	(生活困窮者支援事業関係者)
委員	(三星 武志)	(生活困窮者支援事業関係者)
助言者	鈴木 大介	大阪成蹊短期大学幼児教育学科准教授

※ () 内は途中退任で、分野等は退任時点

西淀川区地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 西淀川区において地域福祉を推進するため、西淀川区地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定を目的として、「西淀川区地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（審議内容）

第2条 策定委員会は次に掲げる事項を審議する。

- （1）地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に関すること。
- （2）その他、地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

（委員）

第3条 策定委員会の委員は20名以内で組織する。

- 2 委員は次の項に掲げる者で組織し、任期は本要綱の施行日から地域福祉計画・地域福祉活動計画が策定されるまでの間とする。
- 3 西淀川区に在住・在勤、在学の者、または区内で活動する団体等で活動している者

（委員長・策定委員会）

第4条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長に事故がある時は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員長は、策定委員会を招集し、議事を進行する。
- 4 策定委員会には、委員以外に地域福祉に関する助言を得るために専門家の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（部会）

第5条 策定委員会に必要な応じてワーキングチームなど部会を設置する事が出来る。

（事務局）

第6条 策定委員会の事務局は、西淀川区役所保健福祉課及び西淀川区社会福祉協議会が担う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成30年12月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年2月27日から施行する。

「西淀川区地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）」に対する
パブリック・コメント手続きの実施結果について

1. 実施概要

（１）意見募集期間

令和２年６月６日（土）から令和２年７月６日（月）まで

（２）意見の提出方法

持参、送付、ファックス、電子メール

（３）案の公表方法

【閲覧・配架】

・西淀川区役所保健福祉課、西淀川区社会福祉協議会

【インターネットによる公表】

・大阪市ホームページ、西淀川区役所ホームページ

2. 実施結果

ご意見の提出数

・提出件数 １件

・意見総数 ２件

（内訳）

提出方法（件）

持参	送付	ファックス	電子メール
０	０	１	０

年齢（件）

19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
０	０	０	０	０	０	１	０

住所（件）

区内居住	区内在勤	区内在学	市外居住	市内他区居住
０	１	０	０	０

（※区内…西淀川区内）

3 意見の分類

意見内容	意見件数
相談・支援体制の充実	１
地域活動の展開	１

西淀川区地域福祉計画・地域福祉活動計画

「西淀川 ささえあい  プラン」

令和2（2020）年7月

ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/nishiyodogawa/page/0000375043.html>



大阪市 西淀川区役所 保健福祉課

電話（06）6478－9804

社会福祉法人 大阪市西淀川区社会福祉協議会

電話（06）6478－2941